

ひたちなか市教育委員会会議録

平成30年 第7回 ひたちなか市教育委員会 5月定例会 会議録					
平成30年5月14日		開会 午後2時00分		閉会 午後3時30分	
○場 所	中根小学校 1階 会議室				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	出席
	参事兼指導課長			樫村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主事			及川 茂	出席	
○議 事					
1 議案	議案第16号	ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について【公開】			
	議案第17号	ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について【公開】			
	議案第18号	ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について【公開】			
2 その他	(1)	学校閉庁日の実施について【公開】			

平成30年第7回ひたちなか市
教育委員会5月定例会会議録

開会 14:00

教 育 長 (あいさつ, 開会の宣言)

議案第16号 ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について

総務課長 議案第16号 ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

本案件は、ひたちなか市文化財保護審議会条例第3条の規定に基づきまして、ひたちなか市文化財保護審議会の委員を委嘱しようとするものです。

この文化財保護審議会につきましては、文化財保護法第190条第1項にその設置根拠が示されており、第2項では、審議会は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するとともに、それらの事項に関して市町村の教育委員会に建議することと定義されております。また、第3項では、その組織及び運営については条例で定めることと規定されております。

これを受けまして、市文化財保護審議会条例を制定しておりますが、その第2条で委員を10名以内で組織すること、第3条で、委員は学識経験がある者及び関係行政機関の職員から教育委員会が委嘱すること、また、第4条では委員の任期を2年とすることを規定しております。この条例に基づきまして、今回、記載のとおり6名の方にひたちなか市文化財保護審議会の委員を委嘱しようとするものです。なお、すべての方が本市の文化財を保護していく上で必要となる専門性を有するとともに、審議会委員としての実績を有しておりますことなどから、全員を再任しようとするものです。

【質疑, 意見等】

特になし

- * 議案第16号 ひたちなか市文化財保護審議会委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

議案第17号 ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について

総務課長 議案第17号 ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱についてご説明

いたします。

本案件は、ひたちなか市史跡保存対策委員会設置規則第3条の規定に基づきまして、ひたちなか市史跡保存対策委員会の委員を委嘱しようとするものです。

史跡保存対策委員につきましては、ひたちなか市史跡保存対策委員会設置規則の第1条において、虎塚古墳をはじめ市域における史跡の保存に関して調査審議を行い、史跡の適切な保護保存及び活用を推進するために設置されるものと規定しております。委員については、第3条で、16人以内をもって組織し、その委員は(1)先ほどご審議をいただきました「ひたちなか市文化財保護審議会委員」、

(2)史跡保存、整備等に関して専門的知識又は技術を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。また、第4条では委員の任期を2年とすることを規定しております。この規則に基づきまして、今回、記載のとおり13名の方にひたちなか市史跡保存対策委員会の委員を委嘱しようとするものです。なお、上から3番目の川崎純徳氏、5番目の平野伸生氏については、先ほど説明させていただきました規則の第3条第1項第1号に規定する「ひたちなか市文化財保護審議会の委員」を兼ねるものであります。すべての方が本市の史跡の適切な保護保存及び活用を推進していく上で必要となる専門性を有するとともに、委員としての実績を有しておりますことなどから、全員を再任しようとするものです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第17号 ひたちなか市史跡保存対策委員会委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

議案第18号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について

指導課長 議案第18号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

本案件は、ひたちなか市教育支援委員会条例第3条第2項の規定に基づき、教育支援委員会委員を委嘱しようとするものです。委員は、医師会より代表3名の他、特別支援学校、校長会、教頭会、養護教諭の代表、関係機関等の代表により構成されますが、今回提案いたしますのは、15名のうち、14名の委嘱についてです。

残り1名の特別支援学級代表のところは、現在未定となっております。なるべく知的学級の担当者から選出したいと思いますが、まだ決まっておりませんので、知的学級の担当者にこだわらず、適任者を選んでいこうと考えております。後任

者については、専決させていただき、次回の定例会でご報告したいと考えております。

【質疑、意見等】

特になし

* 議案第18号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

その他（1）学校閉庁日の実施について

指導課長 学校閉庁日について、ご説明いたします。本市では、今年度より、「学校閉庁日」を設置してまいります。学校閉庁日とは、教職員は出勤せず、児童生徒も登校しないという日です。

これは、「教職員の働き方改革」の一環として、教職員の休暇取得を促進させるために、市内一斉で取り組むものです。また、併せて、児童生徒にとっては、リフレッシュの機会となり、家庭でのふれあいや地域活動の参加などの機会となるものです。

昨年度、県内で8市町村が取り組みましたが、今年度は約30市町村が実施または検討中であるようです。県の教育委員会も、県立学校で夏季休業中に6日間程度の実施を決めていると新聞で報道されております。

学校閉庁日は、毎年その暦により検討して実施することといたします。平成30年度は、次の3つの時期、

- 1 お盆の時期で 8/13（月）～8/16（木） の4日間
- 2 県民の日で 11/13（火）
- 3 年末・年始の時期で 12/28（金）

の合計で6日間を設定することといたしました。

また、その内容ですが、学校閉庁日には、日直を置かず、部活動等も実施いたしません。学校閉庁日の教職員の勤務対応は、夏季特別休暇や年次休暇などいたします。保護者からの緊急な連絡が必要となったときは、教育委員会指導課が窓口となり、必要に応じて、各学校にも連絡してまいります。ただし、次の2つの場合は、やむを得ないものと考えております。1つは、管理上必要な校舎内外の見回り、動植物の世話など、欠かせない業務がある場合です。その業務が終わり次第、帰宅していただきます。もう1つは、部活動の大会や県の出張等が重なってしまった場合です。

【質疑、意見等】

石川委員 「教職員の働き方改革」の一環として、良い取り組みだと思います。懸念されるのは中学校での部活動ですが、原則として、閉庁日は部活動を行わず、勤務する教職員がいないというのが定着すればよいと思います。平成30年度は6日間

の実施とのことですが、岐阜県では創立記念日や冬休み中の12月27日、28日も実施しているそうです。今後、現場の教職員のためにさらに推進していければよいと思います。

石田委員 例外的な扱いのところ、部活動の大会や欠かせない業務がある場合に出勤した方は、強制的に他の日に休みを取るよう決めれば、休みを取得しやすくなると思います。

指導課長 学校閉庁日に出張等に出なければならない場合として、かつて、お盆の時期に吹奏楽のコンクールや国の研修が入ったことがありましたが、例外的な扱いはこのあたりを想定して入れたものです。学校閉庁日に出勤した場合の振替につきましては、年休等を積極的に取得するような形で対応できるよう、学校に対しても啓発していく予定です。

白石委員 保護者からの連絡の窓口が指導課となることは、周知徹底することが大変かと思います。保護者全員が通知をしっかりと読むわけではないと思いますし、電話が繋がらないという苦情につながる可能性があるのではないかと思います。

指導課長 今までですと、お盆の時期や県民の日でも学校に日直がいて、連絡が取れる体制だったのですが、この度、市の教育委員会が音頭をとって一斉に学校閉庁日を実施することになりますので、文書などで通知しながら、各家庭にも理解され、浸透できるように努力してまいります。

白石委員 メール配信システムがあるので、学校閉庁日が近づいたら、改めてメールでの通知をするのも良いと思います。文書の通知ももちろんですが、併せてメール配信をすれば、目を通す保護者が増えるのではないかと思います。

指導課長 メール配信については各学校とも相談し、検討します。

石川委員 各家庭への通知については、児童生徒のリフレッシュの機会や、家庭でのふれあいという部分を強調し、保護者の方にご理解いただくことが大事かと考えます。

教育長 家族や祖父母とのふれあいが希薄になっていると聞きますし、県民の日はミュージアムパークなどの県の施設が無料になりますので、学校閉庁日を利用して、教職員も含めて、子どもを連れてそういった施設に行ってもらいたいと思います。

年末は12月27日も学校閉庁日にしたかったのですが、研修が入っていたため設定できませんでした。

指導課長 県の教育研修センターでの研修が12月26日、27日に入っており、27日は設定しませんでした。また、年始は1月4日の金曜日にも設定しようと考えましたが、そうすると始業式前に準備をするための平日がなくなってしまうので、今回は暦の関係で外したという経緯があります。

西野委員 今回学校閉庁日を実施するに至った経緯を教えてください。また、保護者からの電話連絡は指導課が窓口になるとのことですが、その対応も指導課が主導権をもつということですか。

指導課長 指導課に緊急の連絡や情報が入った場合には、学校の管理職に連絡し、学校で対応するという体制を考えています。

また、学校閉庁日を実施することとなった経緯については、「教職員の働き方改革」として何らかの改革を市教委レベルで考えるということが近隣の市町村でも表れてきており、県においても県立学校で学校閉庁日を実施することとなりました。本来であれば、各学校で部活動を自粛する日などを定めることができれば良いのですが、統一した形で実施できていないというのが現状であり、教職員が休暇をなかなか取得できないということもありましたので、ひたちなか市でも独自に学校閉庁日を実施することとしました。

教育長 校長会への説明等は行っていますか。

指導課長 校長会の役員会と日数等についてすりあわせをし、また、先日の校長会で説明をした上で了解をいただきました。市長にも後日説明をする予定です。

白石委員 学校閉庁日には、学童クラブは開設するのですか。

青少年課長 学童クラブはもともと8月13日から15日は休日ですが、県民の日などは開設します。

教育長 (暫時休憩の宣言)

* 暫時休憩の後、中根小学校と懇談を行いました。

閉会 15:30